

川崎都市計画生産緑地地区の変更（川崎市決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

面積	備考
約 310.5 ha	<p>中原区上小田中7丁目地内において、箇所番号68を廃止する。 中原区宮内3丁目地内において、箇所番号141を廃止する。 高津区梶ヶ谷3丁目地内において、箇所番号18を廃止する。 高津区諏訪3丁目地内において、箇所番号130を廃止する。 高津区向ヶ丘地内において、箇所番号147を廃止する。 高津区明津地内において、箇所番号159を廃止する。 高津区新作3丁目地内において、箇所番号190を廃止する。 高津区下作延地内において、箇所番号314を廃止する。 高津区上作延地内において、箇所番号327を廃止する。 宮前区小台1丁目地内において、箇所番号141を廃止する。 宮前区野川地内において、箇所番号343を廃止する。 宮前区野川地内において、箇所番号355を廃止する。 宮前区野川地内において、箇所番号382を廃止する。 宮前区水沢3丁目地内において、箇所番号628を廃止する。 宮前区平2丁目地内において、箇所番号664を廃止する。 多摩区南生田2丁目地内において、箇所番号406を廃止する。 多摩区南生田2丁目地内において、箇所番号413を廃止する。 麻生区栗木台2丁目地内において、箇所番号156を廃止する。 麻生区高石1丁目地内において、箇所番号230を廃止する。 中原区井田杉山町地内において、箇所番号41を縮小する。 高津区北見方1丁目地内において、箇所番号77を縮小する。 宮前区平1丁目地内において、箇所番号243を縮小する。 宮前区平2丁目地内において、箇所番号246を縮小する。 宮前区野川地内において、箇所番号437を縮小する。 宮前区初山1丁目地内において、箇所番号454を縮小する。 宮前区初山2丁目地内において、箇所番号475を縮小する。 宮前区東有馬1丁目地内において、箇所番号506を縮小する。 宮前区宮崎地内において、箇所番号636を縮小する。 宮前区宮崎1丁目地内において、箇所番号749を縮小する。 多摩区生田8丁目地内において、箇所番号29を縮小する。 多摩区菅稲田堤1丁目地内において、箇所番号112を縮小する。 多摩区南生田2丁目地内において、箇所番号504を縮小する。 麻生区栗木3丁目地内において、箇所番号381を縮小する。 高津区久末地内において、箇所番号253を拡大する。 高津区久末地内において、箇所番号286を拡大する。</p>

面積	備考
約 310.5 ha	<p>高津区久末地内において、箇所番号293を拡大する。 宮前区神木本町3丁目地内及び高津区上作延地内において、箇所番号宮前区176を拡大する。 宮前区宮崎地内において、箇所番号635を拡大する。 多摩区生田4丁目地内において、箇所番号437を拡大する。 多摩区菅5丁目地内において、箇所番号488を拡大する。 麻生区栗木台1丁目地内において、箇所番号342を拡大する。 中原区上小田中6丁目地内において、箇所番号171を追加する。 中原区下小田中3丁目地内において、箇所番号172を追加する。 高津区上作延地内において、箇所番号390を追加する。 高津区向ヶ丘地内において、箇所番号391を追加する。 高津区久末地内において、箇所番号392を追加する。 高津区久末地内において、箇所番号393を追加する。 高津区久末地内において、箇所番号394を追加する。 高津区久末地内において、箇所番号395を追加する。 高津区久末地内において、箇所番号396を追加する。 高津区上作延地内において、箇所番号397を追加する。 宮前区野川地内において、箇所番号780を追加する。 宮前区潮見台地内において、箇所番号781を追加する。 宮前区土橋7丁目地内において、箇所番号782を追加する。 宮前区野川地内において、箇所番号783を追加する。 宮前区平3丁目地内において、箇所番号784を追加する。 宮前区平2丁目地内において、箇所番号785を追加する。 宮前区東有馬1丁目地内において、箇所番号786を追加する。 多摩区長尾4丁目地内において、箇所番号566を追加する。 多摩区登戸地内において、箇所番号567を追加する。 多摩区菅馬場1丁目地内において、箇所番号568を追加する。 多摩区堰1丁目地内において、箇所番号569を追加する。 多摩区南生田5丁目地内において、箇所番号570を追加する。 麻生区上麻生6丁目地内において、箇所番号439を追加する。 麻生区上麻生6丁目地内において、箇所番号440を追加する。 麻生区古沢地内において、箇所番号441を追加する。</p>
	合計箇所数 1,974

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由 書

生産緑地地区の指定は、平成20年3月に改定された本市の「緑の基本計画」において、農地の保全と活用として基本施策の一つに位置付けられており、本市の都市計画マスタープランにおいては、良好な都市環境の形成に資する一団の優良な農地は、生産緑地地区に指定し、「農」のあるまちづくりをめざすこととしております。

本市では、農林漁業と調和した良好な都市環境を形成する目的で、市街化区域内において適正に管理されている農地を、計画的かつ永続的に保全するため、生産緑地地区として指定していますが、より一層の都市化が進むなかで、都市内農地を良好な緑地機能及び防災用空地としても重視し、本案のとおり生産緑地地区の追加及び区域の拡大をするものです。

また、主たる農業従事者が死亡又は故障により農業に従事できなくなり、市への買取り申し出及び他の農業従事者への斡旋が、共に不調であったため、行為制限が解除されたものや、道路などの公共施設の用に供されたもの等について、本案のとおり廃止及び区域の縮小をしようとするものです。